

南アジアの核軍拡競争を防ぐため、原子力供給国
グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書

米国が昨年制定した「米印原子力協力法」は、核兵器不拡散防止条約（NPT）に加盟せず、核実験を行なって核兵器計画を進めているインドに対し、米国が原子力関連輸出を行なうことを認めるものである。この協力が実施されると印パの核軍拡競争に拍車がかかる可能性がある懸念される。米印の協力が実施されるには、日本も加盟している原子力供給国グループ（NSG、45か国）による規則の変更が必要なので、国際的にも被爆国日本の立場が注目されている。

外務省のホームページの説明にあるとおり、NSGは、「1974年のインドの核実験（IAEA保障措置下にあるカナダ製研究用原子炉から得た使用済み燃料を再処理して得たプルトニウムを使用）を契機に設立された」ものである。NSGは、米国が中心になって設立されたグループだが、その決定はコンセンサスで行なわれている。また、日本は原子力先進国であるだけでなく、「我が国の在ウィーン国際機関日本政府代表部がNSGの事務局機能としてのポイント・オブ・コンタクト（Point of Contact：POC）役割を担っている」（外務省）ことから、日本がどのような立場をとるかは重要な意味を持つ。

国連安全保障理事会は、1998年に印パ両国が核実験を行なった際、決議1172号（1998年6月6日）を全会一致で採択し、インド及びパキスタンに対し、「ただちにその核兵器開発計画を中止」するよう要求すると同時に「核兵器用の核分裂性物質のすべての生産を中止する」よう求めている。決議はまた、「すべての国に対し、インド及びパキスタンの核兵器計画に何らかの形で資する可能性のある設備、物質及び関連技術の輸出を防止するよう奨励」している。

日本はこれまで核被爆国として核兵器の不拡散と廃絶を率先して求めてきた。そのような意味からもNSGにおいて、その設立の主旨、1998年の国連安全保障理事会の決議を考慮して、慎重な議論を主導することが日本の国際的な使命と言える。

よって、核廃絶をこれ以上困難なものにしないためにも、南アジアの核軍拡競争を防ぐべく原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を主導するよう求める。

とりわけ霧島市議会は、「非核・平和宣言」を議決しており、その意味から日本の原子力関連産業も係わる可能性のある対インド原子力関連輸出について、慎重を期すよう要請するのは、当然の義務と考える。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月 3日

霧島市議会

内閣総理大臣 福田 康夫 殿
外務大臣 高村 正彦 殿